

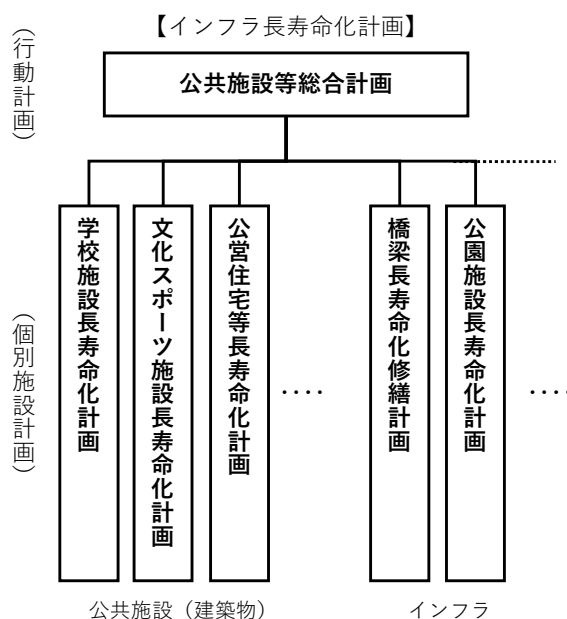
## I. 品川区公共施設等総合計画について

### 1. 背景と目的

国の指針を踏まえ、2017（平成29）年4月に「品川区公共施設等総合計画」を策定し、計画的に取り組を進めてきました。その後、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行やAIやデジタル技術の進展など、社会経済状況が変化を踏まえ、本計画の見直しを行い、新たな公共施設等総合計画として改定を行います。

### 2. 計画の位置付け

品川区公共施設等総合計画は、国が示すインフラ長寿命化計画の体系において「行動計画」として位置づけられています。この行動計画に基づき、施設分類ごとに「個別施設計画」を策定し、総合計画と各個別施設計画を相互に連携させながら、効果的かつ着実に取り組みを進めていきます。



### 3. 対象範囲

本計画の対象とする公共施設等は、区が保有する「公共施設」と「インフラ」のすべてとします。

施設分類		主な施設
公共施設	行政系施設	庁舎、地域センターなど
	区民・集会施設	区民集会所、総合区民会館など
	文化・スポーツ施設	文化センター、体育館
	産業系施設	創業支援施設、産業支援交流施設など
	子育て支援施設	保育園、児童センターなど
	住宅系施設	区営住宅、区民住宅など
	福祉保健施設	特別養護老人ホーム、障害者グループホームなど
	学校・教育施設	小学校、中学校、義務教育学校など
	社会教育施設	図書館、歴史館、水族館
	環境・清掃施設	清掃事務所、リサイクル施設など
	その他	自転車等駐車場、倉庫
インフラ	道路	区道など
	橋梁	橋梁、歩道橋
	公園	公園、児童遊園など

### 4. 計画期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度～2033（令和15）年度の10年間とします。

計画期間：10年（2024（令和6）年度～2033（令和15）年度）

## II. 公共施設等の現況および将来の見通し【基準日：2024（令和6）年3月31日】

### 1. 公共施設等の現状と課題

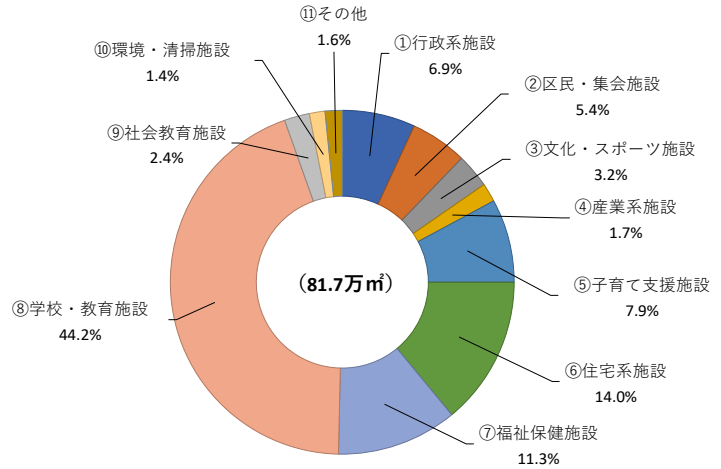
#### (1) 公共施設の現状と課題

対象とする公共施設数は全体で 335 施設であり、施設分類別では、子育て支援施設が 88 施設と最も多くなっています。延床面積は全体で約 81.7 万㎡であり、区民 1 人当たりの施設保有量は 2.01 ㎡/人となります。施設分類別では、学校・教育施設が 44.2%と約半数を占めています。

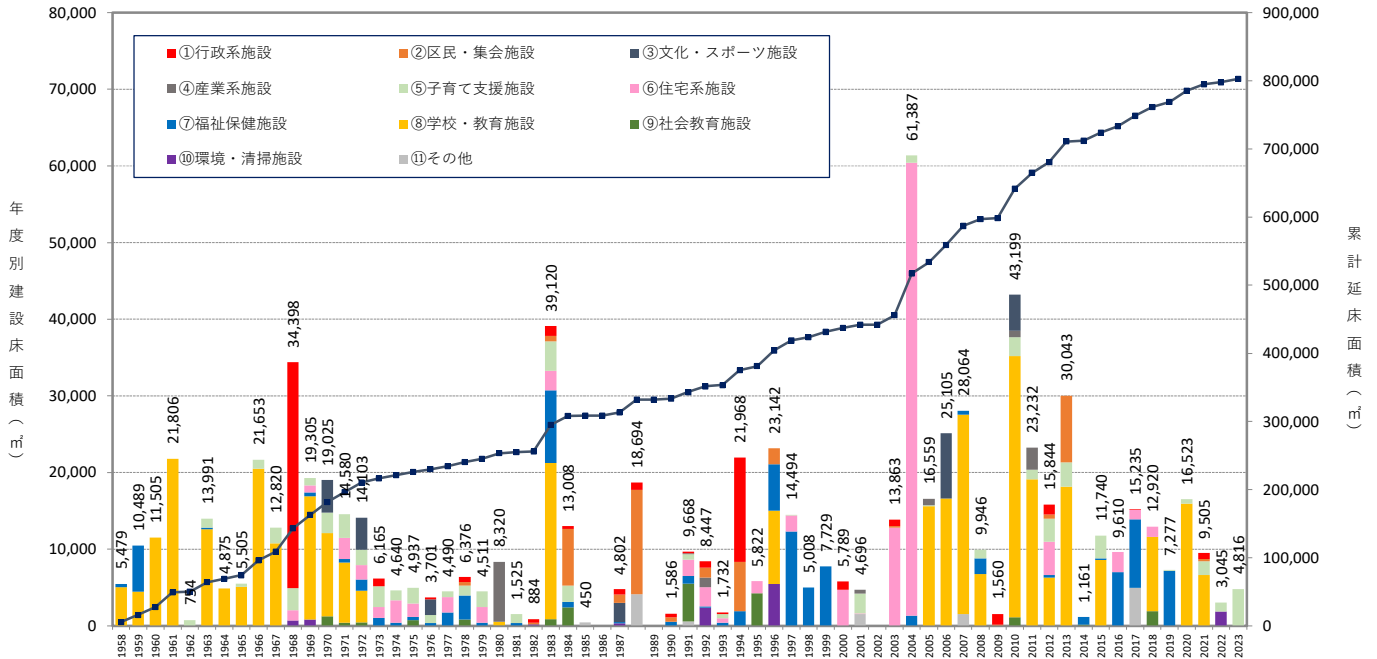
区有施設建設の推移をみると、昭和 30 年代から 40 年代は、小・中学校等の学校教育施設が集中的に建設されています。昭和 40 年代半ばから 50 年代にかけては、総合庁舎の建設の他、幼稚園・保育園・児童センターなどの子育て支援施設や、文化センター・シルバーセンターなどの建設が目立つようになります。さらに昭和 60 年代から平成初頭にかけて、総合区民会館や品川歴史館、戸越体育館などの幅広い区民利用施設の整備が進みました。平成以降は中堅所得者向けの区民住宅や、高齢化の進行に伴う特別養護老人ホームの建設などが大きな特色となっています。平成 10 年代の後半からは、小・中学校の建替えや小中一貫校の整備と、これに伴う学校跡地の活用が進んでいます。

築年数別の施設数をみると、大規模改修の目安である築 30 年以上の施設が半分以上を占めており、老朽化が進行しています。特に、築 40 年以上・50 年以上と築年数が経過した施設の割合が増加しています。築年数の平均では、全施設平均では 33.7 年となり、区有施設は前計画よりも全般的に老朽化が進行しているといえます。

施設分類別の延床面積の割合



年度別建設施設面積の推移



区有施設の状況（まとめ） ※2023（令和5）年度末現在

大分類	小分類	所管課	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)	平均延床面積 (㎡)	平均築年数 (年)
1 行政系施設	1 庁舎	経理課	2	43,102	21,551	42.0
	2 地域センター	地域活動課	12	7,004	584	29.3
	3 サービスコーナー	戸籍住民課	1	111	111	6.0
	4 災害対策待機寮	人事課	9	5,839	649	31.4
2 区民・集会施設	1 集会施設	地域活動課	13	4,396	338	28.7
	2 区民活動交流施設	文化観光課	1	7,269	7,269	39.0
	3 総合区民会館	文化観光課	2	22,339	11,170	22.0
	4 保養施設	地域活動課	2	8,473	4,237	28.0
	5 葬祭施設	戸籍住民課	1	1,295	1,295	31.0
3 文化・スポーツ施設	1 文化センター	文化観光課	5	15,159	3,032	43.0
	2 体育館	スポーツ推進課	2	10,968	5,484	26.5
4 産業系施設	1 創業支援施設	商業・ものづくり課	5	3,575	715	23.0
	2 産業支援交流施設	商業・ものづくり課	1	2,875	2,875	6.0
	3 消費者センター	商業・ものづくり課	1	158	158	43.0
	4 中小企業センター	商業・ものづくり課	1	7,625	7,625	43.0
5 子育て支援施設	1 保育園	保育課	41	33,777	824	39.1
	2 幼稚園	保育課	9	8,554	950	17.3
	3 就学前乳幼児教育施設	保育課	1	999	999	19.0
	4 児童センター	子ども育成課	25	14,138	566	43.2
	5 子育て・家庭支援施設	子育て応援課、保育支援課	10	2,170	217	34.9
	6 子ども・若者応援施設	子ども育成課	1	537	537	30.0
	7 品川区児童相談所	児童相談所開設準備課	1	4,117	4,117	0.0
6 住宅系施設	1 区営住宅	住宅課	16	25,610	1,601	40.6
	2 区民住宅	住宅課	8	77,701	9,713	23.9
	3 高齢者住宅	高齢者地域支援課	4	9,437	2,359	26.0
	4 障害者住宅	障害者支援課	1	56	56	21.0
	5 従前居住者用住宅	木密整備推進課	2	1,770	885	16.5
7 福祉保健施設	1 シルバーセンター・高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）	高齢者地域支援課	15	8,137	542	39.1
	2 高齢者活動拠点	福祉計画課、高齢者地域支援課	5	1,168	234	37.0
	3 在宅サービスセンター	高齢者福祉課	9	4,982	554	27.9
	4 在宅介護支援センター	高齢者福祉課	15	2,158	144	31.4
	5 障害者福祉施設	障害者支援課	12	14,396	1,200	29.8
	6 地域密着型多機能ホーム・認知症高齢者グループホーム	高齢者福祉課	7	6,451	922	22.9
	7 特別養護老人ホーム	高齢者福祉課	7	40,863	5,838	27.9
	8 介護職員用住宅	高齢者福祉課	1	404	404	30.0
	9 保健センター等	品川区保健所	4	9,441	2,360	33.5
	10 健康センター	健康課	2	4,587	2,293	25.0
8 学校・教育施設	1 小学校	庶務課	31	192,391	6,206	39.7
	2 中学校	庶務課	9	59,056	6,562	46.9
	3 義務教育学校	庶務課	6	105,540	17,590	18.0
	4 教育支援施設	教育総合支援センター	5	4,115	823	33.8
9 社会教育施設	1 図書館	品川図書館	13	12,015	924	34.2
	2 歴史館	文化観光課	1	2,426	2,426	39.0
	3 水族館	公園課	1	4,919	4,919	32.0
10 環境・清掃施設	1 清掃事務所等	品川区清掃事務所	5	7,578	1,516	42.6
	2 リサイクル施設	品川区清掃事務所	1	2,387	2,387	31.0
	3 環境学習交流施設（エコルとごし）	環境課	1	1,866	1,866	1.0
11 その他	1 自転車等駐車場・自動車駐車場	土木管理課	8	13,217	1,652	25.1
計			335	817,150	2,439	33.7

## （2）インフラの現状と課題

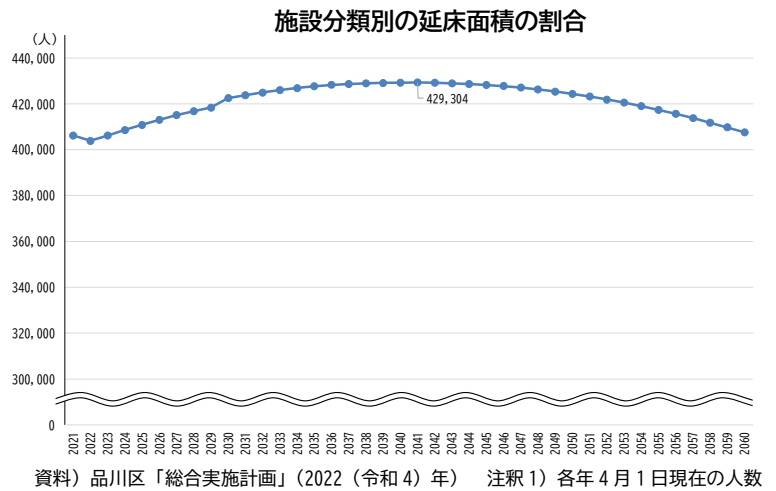
道路については、区道が大半を占めています。道路延長および面積では、区道が微増傾向にあるものの、全体としてはほぼ横ばいで推移しています。区では「品川区舗装修繕計画」を策定済みです。

橋梁については、区が管理している橋梁は2022（令和4）年12月時点で66橋あり、建設後50年を経過する橋梁は、全体の約26%ですが、20年後には約半数を占め、老朽化した橋梁が大幅に増えます。区では「橋梁長寿命化修繕計画」を策定済みです。

公園については、区が管理している公園は274箇所、147箇所が都市公園、127箇所が児童遊園です。開設から30年を超えている公園が全体の約66%を占めており、全体的に老朽化が進んでいます。区では「公園施設長寿命化計画」を策定済みです。

## 2. 人口についての今後の見通し

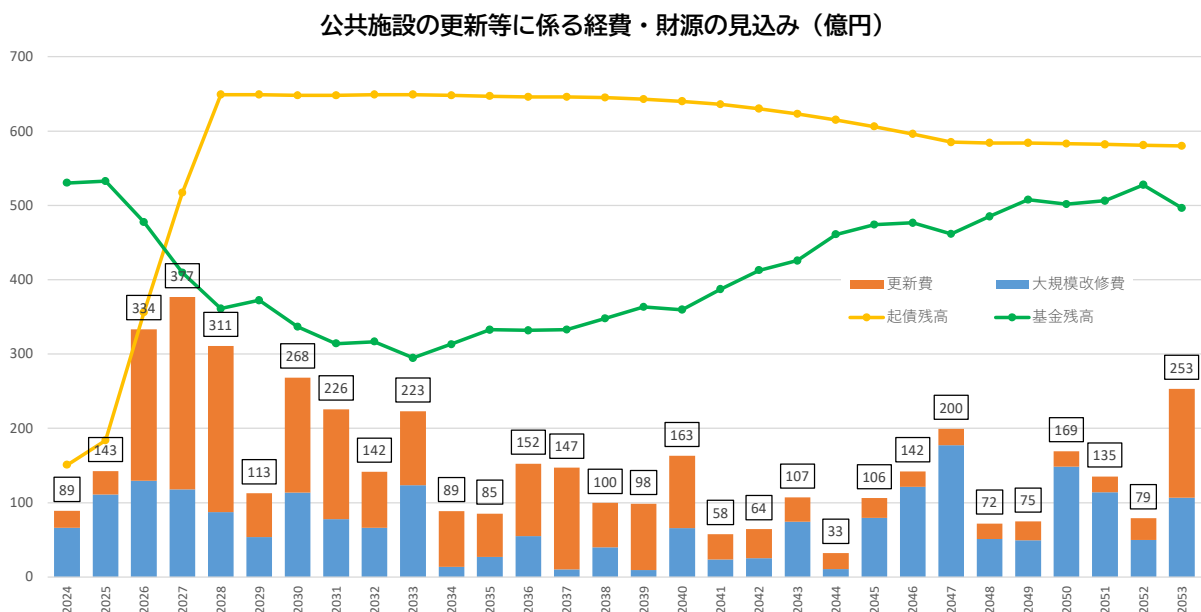
品川区の総人口は2041（令和23）年まで増加を続け、同年に約42.9万人でピークを迎え、以降は減少する見込みです。そのうち年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、それぞれ2038（令和20）年、2030（令和12）年にピークを迎えた後に減少に転じる一方、老年人口（65歳以上）は、2060（令和42）年までの推計期間中一貫して増加する見込みです。



品川区の将来人口の見通しを踏まえると、公共施設に対して、①生産年齢人口の減少に伴う税収減、②年少人口が増加傾向から減少傾向に転じることによる施設需要の変化、③老年人口の増加傾向の継続による高齢者向けの施設需要の増大、の3つの影響が考えられます。

## 3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

区が管理する公共施設335施設について、大規模改修・更新を行っていくために必要となる経費の見込みを推計すると、今後30年間の年当たり平均で151.8億円が必要になると見込まれます。2025（令和7）年から2028（令和10）年にかけて、新庁舎および水族館の更新を予定しており、事業費がかさむことから、起債残高の大幅な増加と、基金残高の大幅な減少が想定されます。しかし、2029（令和11）年以降は大規模改修・更新が減少傾向になることから、起債残高の増加は抑制され、ほぼ横ばいで推移します。学校の建替えが一段落する2034（令和16）年以降は、起債残高は緩やかに減少傾向に移行し、その一方で基金残高は増加傾向に転じ、両者の差はほぼ同水準に近づいていき、健全な財政状況を保ちながら公共施設等の適切な維持・更新を行っていくことができるといえます。



インフラについては、道路、橋梁および公園の施設分類ごとに、個別施設計画等に基づき将来の経費を見込みながら長寿命化を図り着実に維持・更新を行っていくこととします。

### III. 公共施設等の総合的かつ計画的な基本方針

---

#### 1. 基本理念

##### ○長期基本計画の着実な実現

区の将来像を「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」とする「品川区基本構想」と、それを実現するための「長期基本計画」および「総合実施計画」を策定しており、これらの計画と整合を図りながら、中長期的な視点の下、施設の建設・建替え、インフラの整備・改修および既存施設の有効活用を行う際の検討すべき全体方針と基本的な方向性を示すものです。

#### 2. 全体方針

- (1) 財政負担を考慮しながらも必要な施設は整備し、適正な行政サービス水準を維持
- (2) 施設の必要性や存在意義をゼロベースで検証し、統合・廃止等を検討
- (3) 施設需要に合わせた弾力的な使用・運用および転用等を検討
- (4) 公設民営、民設民営をはじめ施設の民間への移行を検討
- (5) 跡地等の活用と PPP/PFI を含めた民間活力の活用を幅広く検討

#### 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

- (1) 点検・診断等の実施
- (2) 維持管理・修繕・更新等の実施
- (3) 安全確保の実施
- (4) 耐震化の実施
- (5) 長寿命化の実施
- (6) ユニバーサルデザイン化の推進
- (7) 脱炭素化の推進
- (8) 広域連携および地方公共団体における各種計画および国管理施設との連携

### IV. 計画のマネジメント

---

本計画を着実に推進していくため、必要に応じて個別施設計画等を策定することにより、PDCA サイクルの確立を図ります。その際には、区の上位計画である「長期基本計画」および「総合実施計画」との整合を図り、実効性の高いマネジメントを行います。

組織面では、全庁的な取組みが必要となるため、横断的な推進組織の設置や外部の専門家などの意見を取り入れる仕組みについて検討します。全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施、適正管理に必要な体制について検討します。

また、区民の施設需要の変化に的確かつ迅速に対応し、施設の整備や再編等を進めていくためには、議会をはじめとして区民の理解・協力が不可欠になることから、適時適切に議会や区民と情報共有を図りつつ、協働に十分に配慮したマネジメントを行います。



## V. 施設類型ごとの方向性（個別施設計画）

### 1. 各施設類型共通の方向性

日常的な点検・補修の適切な実施、予防保全の観点から計画的な維持管理・更新を通じて、安定的な行政サービスの提供を図ります。

※区分所有施設については、大規模改修や建替えの際は他所有者との協議の必要があります。

### 2. 施設類型ごとの方向性（主なもの）

施設類型		主な施設のあり方・整備方針
行政系施設	庁舎	総合庁舎と防災センター・第二庁舎は、2028年度に新庁舎への移転を予定。移転後の跡地活用については、2023年に庁舎跡地等活用検討委員会を設置し区民ニーズの把握に努めており、今後、段階的に検討していく予定。
区民・集会施設	区民活動交流施設	2028（令和10）年度に長寿命化改修を実施する予定。
	総合区民会館	品川区立総合区民会館は、2022～23年度に大規模改修を実施し、その後20年程度で長寿命化改修を実施する予定。荏原平塚総合区民会館は、現在劣化が進んでいる外壁、電気設備、機械設備の部位修繕を10年以内に実施する予定。
	葬祭施設	利用率が低下傾向にあること、徒歩30分圏内に臨海斎場があることから、区民の需要を踏まえ、施設の必要性や転用等について検討を行う。
文化・スポーツ施設	文化センター	「品川区文化スポーツ施設長寿命化計画」に基づき、整備等を進めていく。文化センターの多くは築30～40年程度経過し今後改修等が必要となる時期や劣化状況も重複が予測されるため、あらかじめ改修等の時期や費用を予測し、各年度に要する整備費用を平準化することで、財政負担の軽減や計画的な施設管理を行う。 【大規模改修（予定）】五反田文化センター（2030）、南大井文化センター（2029）、旗の台文化センター（2025）、【長寿命化修繕（予定）】荏原文化センター（2027）
	体育館	「品川区文化スポーツ施設長寿命化計画」に基づき、整備等を進めていく。体育館ではスポーツ、レクリエーションなどの活動が年間を通して活発に展開されており、今後もこうした多様な活動や取組みをそれぞれの目的にあわせて楽しむことができる環境を確保し、継続的・自立的な活動を促していく。 【大規模改修（予定）】総合体育館（2026）
産業系施設	消費者センター 中小企業センター	現庁舎周辺の一体的なまちづくりの実現に向け、2023年に庁舎跡地等活用検討委員会を設置し区民ニーズの把握に努めており、今後、段階的に検討していく予定。
子育て支援施設	保育園	区内保育園等あり方検討業務において、区立保育園等の建替え方針を定める。 【建替え（予定）】大井保育園（2022～2024）、中原保育園（2023～2025）、東五反田保育園（2026～2028）、西五反田保育園（2029～2031）
	幼稚園	伊藤幼稚園については、2025年3月に廃園の予定。城南幼稚園および浜川幼稚園については、廃園の方針は決定しているが、時期は未定。
	児童センター	年度ごとに策定する施設の安全計画に基づいた点検・補修の適切な実施等を通じて、安定的な行政サービスの提供を図る。建替え・大規模改修のタイミングで、ニューボラ相談機能の充実や多世代が交流できる施設への転用なども含めて検討。中原児童センターについては、2023年度に仮移転し、2025年度より運用開始の予定。 【大規模改修（予定）】大原児童センター（2024）、【建替え（基本構想）】南品川児童センター（2023）、【建替え（予定）】東五反田児童センター（2026～2028）
	子育て・家庭支援施設	荏原保健センター内オアシスルーム・ポップンルームは、2023年度より大規模改修を実施し仮移転先で運営。2026年度には改修および仮移転の完了予定。
	子ども・若者応援施設	建物の経年劣化等に応じた予防保全的な修繕事業等を適時適切に実施することで長寿命化を図る。建替え・大規模改修のタイミングでバリアフリー化・集約化・複合化を検討。
住宅系施設	区営住宅	建物の経年劣化等に応じた予防保全的な修繕事業等を適宜適切に実施することで長寿命化を図る。建替え・大規模改修のタイミングでバリアフリー化・集約化・複合化を検討。
	区民住宅	
	高齢者住宅	
	障害者住宅	
	従前居住者用住宅	
福祉保健施設	シルバーセンター・高齢者多世代交流支援施設（ゆうゆうプラザ）	シルバーセンターの建替えや大規模改修の際は、施設の老朽度や利用者ニーズ等を考慮しながら、高齢者多世代交流支援施設や介護予防拠点への転換を検討。西五反田シルバーセンターは、併設する西五反田保育園の建替えに伴い、2029～2031年度に建替えを実施する予定。
	在宅サービスセンター	【大規模改修（予定）】荏原在宅サービスセンター（2023～26）、【大規模改修計画】中延在宅サービスセンター（2023）

施設類型		主な施設のあり方・整備方針
	在宅介護支援センター	今後も可能な限り公共施設内に配置し、業務を継続していく。 【大規模改修（予定）】荏原在宅介護支援センター（2023～26）、【大規模改修計画】中延在宅介護支援センター（2023）、【改修】八潮在宅介護支援センター（2024～27）
	障害者福祉施設	障害者支援課戸越分室（インクルーシブひろばベル）は、2024～25年度に改修工事を実施し、児童発達支援センター等を新たに整備する予定。重症心身障害者通所事業「ピッコロ」は、2024～27年度に八潮南特別養護老人ホームの既存棟に移転・拡張する予定。心身障害者福祉会館は、代替施設を確保しつつ建替えについて検討。
	地域密着型多機能ホーム・認知症高齢者グループホーム	八潮南認知症高齢者グループホームは、2024～2027年度に増築・改修工事を実施する予定。
	特別養護老人ホーム	【大規模改修（予定）】荏原特別養護老人ホーム（2023～26）、中延特別養護老人ホーム（2023：大規模改修計画）、【増築・改修（予定）】八潮南特別養護老人ホーム（2024～27）
	介護職員用住宅	建物の経年劣化等に応じた予防保全的な修繕事業等を適時適切に実施することで長寿命化を図る。建替え・大規模改修のタイミングでバリアフリー化・集約化・複合化を検討。
	保健センター等	区内3箇所の保健センターの管轄区域を再編し、一部を新庁舎に移転。荏原保健センターについては、2023年7月に移転し、2026年5月まで暫定建物で運営の予定。
	健康センター	点検・診断を定期的に行い、日頃の維持管理の中で、機器不具合や破損に都度対応を行う。荏原健康センターは、2023年7月に移転し、2029年度まで暫定建物で運営する予定。
学校・教育施設	小学校	「品川区立学校施設長寿命化計画」に基づき、整備等を進めていく。機能維持のため、老朽化がみられる部位の改修を適宜行うとともに、大規模改修工事や機能回復・向上を目的とした長寿命化改修を計画的に行う。建物の使用年数は80年を目標とする。あわせて、老朽化が進んでいる学校は建替えを進めていく。 【全面改築（予定）】第四日野小学校（工事中、2025年度竣工）、城南第二小学校（工事中、2027年度竣工）、源氏前小学校（2024年度着工）、鈴ヶ森小学校（2025年度着工）、浜川中学校（現在全面改築工事中、2026年度竣工）
	中学校	
	義務教育学校	
社会教育施設	歴史館	「品川区文化スポーツ施設長寿命化計画」に基づき、2022～2023年度に大規模改修を実施し、その後20年程度で長寿命化改修を実施する予定。
環境・清掃施設	清掃事務所等	施設の用途制限期間の終了を見据え、清掃事務所の施設の集約化や複合について検討。品川区清掃事務所は、目標使用年数を80年とし、社会的要求水準を満たした状態で使用を続けるため、中間にあたる40年目に機能向上を目標とした大規模改修を実施する予定。北品川分室は、近隣の用地にて建屋を新築するとともに、荏原分室、西小山分室および中延中継所の機能を統合。
	リサイクル施設	品川区資源化センターは、今後の資源の処理量増加を見据え、安定した資源中間処理を実施できるように、機器更新・整備を進めていく。
その他	自転車等駐車場・自動車駐車場	自転車等駐車場は、駐輪に係る設備の計画的な修繕・改修を計画的に進め、長寿命化を図ることで、維持管理コストの適正化と、安定した区民等への施設提供を図る。2026年度に自転車等駐車場の施設整備改修計画を再検討する予定。 【改修工事（予定）】品川シーサイド駅区営自転車等駐車場（2024）、西大井駅区営自転車等駐車場（2026）、大井町駅西口区営自転車等駐車場（2027）
	倉庫	災害時に円滑な物資供給等を行うため、日常的な点検・補修を適切に実施。今後も多様な避難者に対応した物資を備蓄するためのスペース等を確保するため、倉庫の拡充についても検討。
インフラ	道路	「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき計画的に道路ネットワークを構築。定期的な点検により、改修の優先順位を踏まえ、適切な改修等に取り組んでいく。品川区舗装修繕計画に基づく道路改修の優先度の明確化、管理体制の整備などにより、事業費の削減を図っていく。
	橋梁	5年に一回一斉点検を実施し、現状把握および劣化予測を更新し、長寿命化計画の見直しを行う。一斉点検の結果および長寿命化計画に基づき修繕工事を実施。点検や修繕手法について最新の技術を活用し、さらにコスト削減を進める。歩道橋については、利用状況や老朽度合いを総合的に勘案し、撤去についても検討。
	公園	大崎地区や荏原地区などの密集市街地では、優先的に防災広場の整備を進める。品川区立公園条例に基づき、1人当たり公園面積5㎡を目標に、公園が未整備の町会の範囲内で優先的に公園の整備を進める。公園整備に当たっては、国や都の補助金制度等を活用し、整備費の削減を図る。品川区公園施設長寿命化計画に基づき、遊具や便所、管理事務所等について予防保全型管理の維持管理を行う。

## VI. PPP/PFI 手法の活用

公共施設等の整備等に民間のアイデアやノウハウ、資金などを有効活用するため、多様な PPP/PFI 手法を優先的に検討・活用するための規程を定め、本計画に位置付けます。

### PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（概要）

#### （１）優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合および公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行う。

#### （２）対象事業

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力および技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業<ul style="list-style-type: none"><li>a) 建築物またはプラントの整備等に関する事業</li><li>b) 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業</li></ul></li><li>② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業<ul style="list-style-type: none"><li>a) 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業</li><li>b) 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業</li></ul></li></ul> |
|---|

#### （３）採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法を選択する。この場合、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

#### （４）簡易な検討および詳細な検討

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価する。また、費用総額の比較が困難なときには、民間事業者への意見聴取や類似事例の調査を踏まえた客観的な評価により、採用手法の導入の適否を評価する。

簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

#### （５）簡易な検討及び詳細な検討の結果の公表

費用総額の比較による評価または客観的な評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨と簡易定量評価調書または客観的な評価結果の内容をインターネット上で公表する。